

平成23年9月27日

各位

上場会社名 株式会社フルスピード
(コード番号: 2159 東証マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
代表者 代表取締役社長 田中 伸明
問合せ先 取締役 泉 健太
電話番号 03-5728-4460 (代表)
(URL <http://www.fullspeed.co.jp/>)

決算期の変更および定款の一部変更ならびに公認会計士等の異動に関するお知らせ

当社は、平成23年9月27日開催の取締役会において、平成23年10月27日開催予定の第11回定時株主総会で「定款一部変更の件」および「会計監査人選任の件」が承認されることを条件として、決算期の変更および公認会計士等の異動を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては監査役会の同意を得ております。

記

1. 決算期の変更について

(1) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年8月1日から7月31日までとしておりますが、当社の親会社であるフリービット株式会社の事業年度の末日が毎年4月30日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うため、当社の事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までに変更いたします。

定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い現行定款第10条（招集）、第11条（定時株主総会の基準日）、第42条（事業年度）、第44条（剰余金の配当の基準日）につき所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第12期事業年度は平成23年8月1日から平成24年4月30日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、会計監査人の任期につき9ヶ月決算に対応する附則等を設けることといたします。

(2) 決算期変更の内容

現在：毎年7月31日

変更後：毎年4月30日

決算期変更の経過期間となる第12期は平成23年8月1日から平成24年4月30日の9ヶ月決算となる予定です。

(3) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行	変 更 後
(招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>10</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あると	(招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>7</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき

現 行	変 更 後
<p>きに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>7月31日</u>の最終株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において</p> <p>2 て別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>8月1日</u>から翌年<u>7月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>7月31日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>1月31日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>4月30日</u>の最終株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2</p> <p>(現行通り)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条</p> <p>(現行通り)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>から翌年<u>4月30日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>4月30日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。</p> <p>3</p> <p>(現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第10条(招集)、第11条(定時株主総会の基準日)及び第44条(剰余金の配当の基準日)</u></p>

現 行	変 更 後
(新 設)	<p>日)の規定の変更は、平成23年11月1日からその効力を生じる。</p> <p>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p> <p><u>第2条</u> <u>第40条(会計監査人の任期)の規定にかかわらず、平成23年10月の定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、平成24年4月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>なお、本附則は、平成24年の定時株主総会終結時にこれを削除する。</p> <p><u>第3条</u> <u>第42条(事業年度)の規定にかかわらず、第12期事業年度は、平成23年8月1日から平成24年4月30日までの9ヶ月とする。</u></p> <p>なお、本附則は、第12期事業年度終了後、これを削除する。</p>

(4) 日程

第11回定時株主総会開催日(予定):平成23年10月27日(木)

定款変更の効力発生日(予定):同上

(5) 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第12期(平成23年8月1日から平成24年4月30日)は9ヶ月決算となるため、決算期変更後の第12期事業年度連結業績予想につきましては、確定次第お知らせいたします。

2. 公認会計士等の異動について

(1) 異動に係る公認会計士等

①就任予定の公認会計士等の概要

名称	有限責任監査法人トーマツ
事務所所在地	東京都港区芝浦四丁目13番23号MS芝浦ビル
業務執行社員の氏名	未定
日本公認会計士協会の上場会社 監査事務所登録制度における登録状況	上場会社監査事務所名簿に登録されております

②退任する公認会計士等の概要

名称	有限責任あずさ監査法人
事務所所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号あずさセンタービル
業務執行社員の氏名	公認会計士 山村 陽、公認会計士 山口 直志

(2) 異動予定日

平成 23 年 10 月 27 日

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成 22 年 10 月 29 日

(4) 退任する公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由および経緯

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、平成 23 年 10 月 27 日開催予定の第 11 期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。今般フリービット株式会社が当社の親会社になったことに伴い、同社と会計監査人を統一することにより、同社との連結決算の一元監査体制の確立を図るため、新たに会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任するものであります。

(6) (5) の理由および経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ています。

以 上